

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2017-6734(P2017-6734A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2016-199150(P2016-199150)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z
A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月23日(2018.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、

各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、

各種報知が可能な報知手段と、を備え、

前記初期化手段での初期化が行われることに基づいて、前記報知手段による初期化報知を実行可能であり、前記エラー判定手段の判定結果に基づいて、前記報知手段によるエラー報知を実行可能な遊技機であって、

前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、発生した複数のエラーの種類に応じて、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行する場合と、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行しない場合を有し、

前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を判定し、

前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、

前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化報知が終了しても当該エラーのエラー報知を行はず、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化報知が終了した後に当該エラーのエラー報知を行う

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の遊技機は、上述の主目的を達成するために以下の手段を採った。

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、

各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、

各種報知が可能な報知手段と、を備え、

前記初期化手段での初期化が行われることに基づいて、前記報知手段による初期化報知を実行可能であり、前記エラー判定手段の判定結果に基づいて、前記報知手段によるエラー報知を実行可能な遊技機であって、

前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、発生した複数のエラーの種類に応じて、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行する場合と、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行しない場合を有し、

前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を判定し、

前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、

前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化報知が終了しても当該エラーのエラー報知を行わず、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化報知が終了した後に当該エラーのエラー報知を行う

ことを要旨とする。